



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ケアサービス

(コード 2425 : 東証 J A S D A Q)

代表者の役職名 代表取締役社長 福原 敏雄

問 合 せ 先 取締役執行役員副サポートセンター長 福原 俊晴

電 話 番 号 03-5753-1170

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件（1）」および「定款一部変更の件（2）」を平成 28 年 6 月 27 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、及び同種目的を再検討し、整えるため、現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) ①当社の設置機関を一つにまとめるため、第 4 条（機関）として移設するものであります。
②将来の機動的な資本政策のため、発行済株式の総数 2,100,000 株の 4 倍まで発行可能株式総数の枠を広げ、現行定款第 5 条の発行可能株式総数を 8,400,000 株に変更するものであります。
③根拠条文の明記及び各条項の見直し等、明確化を図るため、対象条項に変更するものであります。
④子会社（上海福原）の設立に伴い、現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）に「連結計算書類」を追加するものであります。
⑤取締役会及び監査役会の機動的な運営を図るため、招集手続きを経ることなく取締役会または監査役会を開催することを可能にするための規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 20 日
定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 27 日（予定）

以 上

別紙

定款一部変更(1)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
1. 高齢者、病人及び障害者(児)等の入浴、食事その他の日常生活における介護の請負	(変更案第11号に趣旨の統合)
2. 高齢者、病人及び障害者(児)等の移送の請負	(変更案第11号に趣旨の統合)
3. 弁当、加工食品及び加工調理した食品の提供及び宅配	(変更案第22号に移設、一部変更)
4. 寝具、衣類等の販売及びクリーニング並びに寝具乾燥	(変更案第13号に移設、一部変更)
5. 在宅医療、在宅福祉に関する情報提供及びコンサルティング	(変更案第12号及び第32号に趣旨の統合)
6. 健康機器、介護用品機具の小売り、卸売り及びレンタル・リース	(変更案第18号に移設、一部変更)
7. 食料品及び日用品雑貨の販売	(変更案第17号に移設、一部変更)
8. 医薬品・医薬部外品・化粧品等の小売り及び卸売り	(変更案第19号に移設、一部変更)
9. 医療機器・高度医療機器の販売及び貸与	(変更案第20号に移設)
10. 健康管理に関するセミナーの開設	(変更案第12号及び第32号に趣旨の統合)
11. 健康管理に関するコンサルティング	(変更案第12号及び第32号に趣旨の統合)
12. 病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人向け集合住宅建設等に関するコンサルティング	(変更案第14号及び第15号に趣旨の統合)
13. 病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営	(変更案第14号及び第15号に趣旨の統合)
14. 老人向け集合住宅の管理・運営	(変更案第16号に移設)
15. 旅行、スポーツ、催物の企画・運営	(変更案第37号に移設)
16. カルチャースクール、老人向け遊戯施設等の経営	(変更案第14号及び第15号に趣旨の統合)
17. 会員制老人クラブの経営	(変更案第14号及び第15号に趣旨の統合)
18. 土木工事及び建築工事の設計、監理、施工及び請負	(変更案第23号、第24号及び第25号に趣旨の統合)
19. 内装仕上工事及び外装工事(左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、塗装工事、防水工事等)の設計、施工及び請負	(変更案第23号、第24号及び第25号に趣旨の統合)
20. 美容室・理髪店の経営	(変更案第29号に移設)
21. 生きがい、カルチャーに関するセミナーのコンサルティング	(変更案第32号に趣旨の統合)
22. 中高齢者の余暇活用、文化活動、地域活動、ボランティア活動等に関するセミナーの開催	(変更案第32号に趣旨の統合)
23. 福祉事業に関する資格(社会福祉士・介護福祉士・ホームヘルパー等)取得のためのセミナー開催及びコンサルティング	(変更案第33号に移設、一部変更)
24. 葬祭に附帯する業務の請負	(変更案第31号に趣旨の統合)
25. 前各号の業務に関するコンサルティング	(削除)
26. 介護保険法による指定居宅介護支援、介護予防指定居宅介護支援	1. 介護保険法による指定居宅介護支援、介護予防指定居宅介護支援

現行定款	変更案
27. 介護保険法による次の事業 ① ～ (条文省略) ⑨ (現行定款29号より移設) ⑩ (条文省略)	2. 介護保険法による次の事業 ① ～ (現行どおり) ⑨ ⑩ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護 ⑪ (現行どおり)
28. 介護保険法による次の地域密着型サービス事業 ① ～ (条文省略) ④	3. 介護保険法による次の地域密着型サービス事業 ① ～ (現行どおり) ④ (変更案2. ⑩に移設)
29. 介護保険法による特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護 (新 設)	4. 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業 ① 第1号通所事業 ② 第1号訪問事業 ③ 第1号介護予防支援事業 5. (現行どおり)
30. (条文省略)	6. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 7. 障害者総合支援法に基づく相談支援事業 8. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業 9. 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業 (変更案第10号に名称変更)
31. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	10. サービス付き高齢者向け住宅の経営及び受託運営事業 ① 生活サポート受託運営事業 ② その他サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理 (変更案第27号に移設)
32. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業	(変更案第30号に移設、一部変更)
33. 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業 (新 設)	11. 高齢者・障害者等への生活支援サービス及び介護事業 12. 介護事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業 13. 寝具・衣類等の販売及びクリーニング並びに乾燥消毒業
34. 高齢者向け賃貸住宅の管理・運営 (現行定款第34号から名称変更)	14. 病院、診療所及び医療施設の経営並びに建設等に関するコンサルティング
35. 産業廃棄物収集運搬業及び附帯する業務の請負	15. 特別養護老人ホーム、老人保健施設及びカルチャースクール等の施設等の経営並びに建設等に関するコンサルティング
36. 葬祭業者の斡旋・紹介及び葬祭に関するコンサルティング (現行定款第1号及び第2号を趣旨の統合) (新 設) (現行定款第4号を移設、一部変更) (現行定款第12号、第13号、第16号及び第17号を趣旨の統合) (現行定款第12号、第13号、第16号及び第17号を趣旨の統合) (現行定款第14号を移設) (現行定款第7号を移設、一部変更) (現行定款第6号を移設、一部変更) (現行定款第8号を移設、一部変更)	16. 老人向け集合住宅の管理・運営 17. 衣料品、日用品雑貨及び食料品等の物品販売 18. 健康機器、介護用機器及び福祉用具の販売及びレンタル・リース 19. 医薬品・医薬部外品・化粧品等の販売

現行定款	変更案
<p>(現行定款第9号を移設)</p> <p>(現行定款第44号を移設)</p> <p>(現行定款第3号を移設、一部変更)</p> <p>(現行定款第18号及び第19号を趣旨の統合)</p> <p>(現行定款第18号及び第19号を趣旨の統合)</p> <p>(新 設)</p>	<p>20. <u>医療機器・高度医療機器の販売及び貸与</u></p> <p>21. <u>介護関連機器・用品及び葬祭関連機器・用品の輸出入</u></p> <p>22. <u>弁当、加工食品及び加工調理した食品の提供及び配送</u></p> <p>23. <u>土木工事業及び建築工事業</u></p> <p>24. <u>内外装工事全般</u></p> <p>25. <u>解体工事業</u></p>
<p>37. <u>住宅リフォーム業</u></p> <p>(現行定款第35号を移設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(現行定款第20号を移設)</p> <p>(現行定款第36号を移設、一部変更)</p> <p>(現行定款第24号を趣旨の統合)</p> <p>(現行定款第5号、第10号、第11号、第21号及び第22号を趣旨の統合)</p> <p>(現行定款第23号を移設、一部変更)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(現行定款第15号を移設)</p>	<p>26. <u>住宅リフォーム業</u></p> <p>27. <u>産業廃棄物収集運搬業及び附帯する業務の請負</u></p> <p>28. <u>遺品整理、遺品供養及び居室等の清掃・消臭</u></p> <p>29. <u>美容室・理髪店の経営</u></p> <p>30. <u>葬祭業者の斡旋及び紹介</u></p> <p>31. <u>葬祭に関する事業</u></p> <p>32. <u>各種研修、セミナーの開催及びコンサルティング</u></p> <p>33. <u>福祉事業に関する資格（社会福祉士・介護福祉士・ホームヘルパー等）取得のための研修等開催及びコンサルティング</u></p> <p>34. <u>介護要員の養成、指導及び紹介斡旋</u></p> <p>35. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>36. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>37. <u>旅行、スポーツ、催物の企画・運営</u></p>
<p>38. ～43. (条文省略)</p>	<p>38. ～43. (現行どおり)</p>
<p>44. <u>介護関連機器・用品及び葬祭関連機器・用品の輸出入</u></p>	<p>(変更案第21号に移設)</p>
<p>45. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>	<p>44. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>

定款一部変更(2)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
[新設 (現行定款第18条、第31条及び第42条より移設)]	(機関)
	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
	1. 取締役会
	2. 監査役
	3. 監査役会
	4. 会計監査人
(公告の方法)	(公告の方法)
第4条 当社の公告は、電子公告により行う。	第5条 当社の公告は、電子公告により行う。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	2 <u>事故その他</u> やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、5,760,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、8,400,000株とする。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
(新設)	3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならび
(招集権者及び議長)	に備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、	(招集権者及び議長)
取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、
2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役	取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会
社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定め	た順序により、他の取締役が議長となる。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第14条 当社は、株主総会招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第15条 当社は、株主総会招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(取締役会の設置)	[削除 (変更案第4条に移設)]
第18条 当社は取締役会を置く。	(削除)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手
(監査役及び監査役会の設置)	続きを経ることなく取締役会を開催することができる。
第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。	[削除 (変更案第4条に移設)]
(監査役会の招集通知)	(監査役会の招集通知)
第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ること
(会計監査人の設置)	なく監査役会を開催することができる。
第42条 当社は、会計監査人を置く。	[削除 (変更案第4条に移設)]